

外国にルーツを持つ生徒対象特別選抜

■募集学部・学科、年次、募集人員、修業年限

学 部	学 科	年 次	募集人員
現代国際学部	グローバル共生学科	第1年次	若干名

修業年限 4年

■入学時期

2025年 4月

■出願資格

次の(1)(2)(3)(4)の条件をすべて満たす者で、(5)(6)(7)のいずれかに該当するものまたは2025年3月31日までに該当する見込みのもの

- (1) 日本の国籍を有しない者もしくは日本の国籍を取得して6年以内の者(2025年3月31日時点)
- (2) 入国後の在留期間が通算で9年以内の者(小学校入学前の在留期間を除く、2025年3月31日時点)
- (3) 出入国管理及び難民認定法において、「留学」以外の在留資格によって日本に在留する者
- (4) 本学現代国際学部グローバル共生学科の教育内容を十分に理解した上で、本学現代国際学部グローバル共生学科において学ぶ強い意欲をもつ者
- (5) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (6) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (7) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - ④ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - ⑥ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
 - ⑦ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑧ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

■特別選抜の方針

目的

日本で生まれ育った外国にルーツを持つ生徒に対し、高等教育への均等な機会を確保するとともに、本学が掲げるグローバル人材の育成、ならびに現代国際学部グローバル共生学科が掲げる多文化共生社会の実現に寄与できる人材の養成を目的とする。

評価する能力

学力検査による外国語(英語)と日本語の読解力と表現力
書類審査・面接による論理的思考力と日本語の表現力

期待する成果・効果および実施する合理的理由

外国にルーツを持つ生徒の選考において、日本語の語学力の制約を考慮することによって、本来の潜在能力を正しく評価することができる。入学後は日本語の読解力や表現力の支援、母語維持のための語学教育等の配慮によって、その能力を伸ばす機会を提供することは、多文化社会の新しい担い手の養成につながることを期待できる。また、外国にルーツを持つ生徒を受け入れることによって、学びの場の多文化化がいつそう促進され、外国にルーツを持つ学生以外にも、文化的多様性や人権意識等への理解を深めることができる。

■専願・併願について

本特別選抜は、併願制です。従って、本学の他の試験区分ならびに他大学を併願することは差し支えありません。

ただし、同一試験日に実施される本学の総合型選抜Ⅲ 専門学科・総合学科卒業生選抜、総合型選抜Ⅳ 高大接続・体験授業型ならびに海外帰国生徒特別選抜については併願することはできません。

■試験日程および入学検定料

- (1) 出願期間 【ネット出願】 2024年 9月 9日(月) 9時～ 2024年 9月17日(火) 17時
<出願書類郵送締切日> 2024年 9月17日(火)
[日本国内に限り締切日消印有効]
- (2) 試験日 2024年10月19日(土)
- (3) 合格発表日 2024年11月 1日(金)
- (4) 第1次入学手続締切日 2024年11月11日(月) [締切日納付金振込有効]
- (5) 第2次入学手続締切日 2025年 1月24日(金) [締切日納付金振込有効]
- (6) 納付金返還申出期日 2025年 3月31日(月) 17時まで
- (7) 入学検定料 35,000円

注1) 入学検定料の免除が適用される場合があります。

44ページを参照して下さい。

注2) 入学検定料の払い込みは、出願登録後2日以内に行って下さい。入学検定料払込期限(2024年9月17日(火) 23時59分)までに、2日の期間がない場合は、入学検定料払込期限までに、入学検定料の払い込みを行って下さい。

注3) いったん納入された入学検定料は、いかなる理由があっても返還しません。

■選抜方法

書類審査、学力検査、面接の結果を総合して選抜をする。

- (1) 書類審査
- (2) 学力検査 外国語(英語) 70分 200点
- (3) 学力検査 小論文(600字程度) 60分 100点
- (4) 面接 外国語についての能力検査を行う場合がある。(個人面接)(段階評価)

※実用英語技能検定試験(英検)(S-CBTを含む)2級以上またはCSEスコア1980点以上、TOEFL iBTスコア52点以上、TOEIC(L&R)スコア550点以上、IELTS(CDを含む)5.0以上、ケンブリッジ英語検定試験(リングスキルを含む)B1 Preliminary以上またはスケールスコア140点以上、国際連合公用語英語検定試験C級以上、GTEC(4技能)960点以上、TEAP(4技能パターン)225点以上、TEAP CBT420点以上の資格取得者に対し、学力検査 外国語(英語)の得点を満点とし、英語の受験を免除する。

■出願書類

次表の書類を一括して、出願書類郵送締切日までに本学入試課に郵送して下さい。なお、出願書類中、一つでも不足、不備なものがある場合は、受け付けできませんので、必ず書類の確認をしてから発送して下さい。

注1) 提出書類が和文以外の場合は、和訳して、翻訳された内容が原本と相違ないことを出身学校または公的機関から証明(原本証明等)を受けた上、添付して下さい。原本証明については、インターネット等で検索して下さい。

注2) 書類が1通しか発行されない等の理由で写しを提出する場合は、出身学校または公的機関から正しく複製されたもの(Certified true copy)であることの署名および公印(原本証明等)を受けた上、提出して下さい。原本証明については、インターネット等で検索して下さい。

注3) 証明書は出願前3ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。

注4) いったん提出した書類は、いかなる理由があっても返却しません。

出 願 書 類	注 意 事 項
(1)出願確認票(提出用) 所定用紙印刷	出願画面の指示に従って、氏名等の志願者情報、出願する試験区分、志望学科・専攻等を登録し、完了後、印刷をして下さい。
(2)入学志願票(2-1)・(2-2) 本学所定用紙J1	入学志願票は、記載の有無に関わらず、(2-1)・(2-2)ともに提出して下さい。
(3)志望理由書(2-1)・(2-2) 本学所定用紙J2	① 志望理由書は、(2-1)・(2-2)ともに提出して下さい。 ② 本学への志望理由、入学後の希望等について、日本語で、1,000字以上1,100字以内で自由に記載して下さい。ただし、大学案内等の大学が発行する印刷物からの引用は不可。
(4)本人確認できる書類 (国籍に関わる書類)	① 外国籍の者は、出願前3ヶ月以内に発行された「住民票の写し(本人の氏名・生年月日・国籍・在留資格・在留期間・在留カード等番号・世帯主の氏名・世帯主との続柄が記載されているもの)」ならびに「在留カードの写し(両面)」(注2)を提出して下さい。また、出願時に日本国外に居住している場合は、「戸籍謄本」もしくは「出生証明書」を提出して下さい。 ② 日本国籍を取得して6年以内の者は、出願前3ヶ月以内に発行された日本国籍を取得して6年以内であることが記載されている、「戸籍謄本」もしくは「戸籍抄本」を提出して下さい。
(5)入国後の在留期間が通算で9年以内であることを証明する書類	出入国在留管理庁から開示される「外国人出入国記録の写し(生年月日以降から請求時までの開示内容)」を提出して下さい。
(6)資格取得を証明する書類	① 資格取得により、学力検査 外国語(英語)の得点を満点とし、英語の受験免除を希望する場合、入学志願票(2-2)の「4. 資格取得」に記載し、資格取得を証明する書類または合格証書の写し(注2)を必ず提出して下さい。 ② 資格の有効期限については、一律2022年4月以降に取得したものとします。また、等級・スコアは、オフィシャル(公式・公認)の合格証明書・スコア等により認められたものに限りま。

出 願 書 類	注 意 事 項
(7)出願資格(5)(6)(7)のいずれかを証明する書類	<p>※ 調査書および各種証明書を1通提出して下さい。以下①～⑧を確認し、該当するものをすべて提出して下さい。</p> <p>① 日本の高等学校（中等教育学校を含む、以下同じ）を卒業もしくは卒業見込みの者は、調査書を提出して下さい。</p> <p>② 外国の高等学校に留学し、当該高等学校における履修を日本の高等学校における履修とみなして単位の修得を認定され、高等学校の卒業を認められる者もしくは認められた者については、外国の高等学校での成績証明書も提出して下さい。（注2）</p> <p>③ 外国における12年の課程を修了（見込）した者は、a. 修了（見込）証明書と b. 在学全期間の成績評価が記載された成績証明書を提出して下さい。ただし、日本と外国の両方に在学した者は、c. 日本の高等学校在学中の調査書も提出して下さい。</p> <p>④ 高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定の合格者は、合格成績証明書を提出して下さい。</p> <p>⑤ 高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定の合格者で、免除科目がある場合は、高等学校の成績証明書等免除科目を証明できる書類を添付して下さい。</p> <p>⑥ 高等学校在学中で、高等学校卒業程度認定試験の一部の科目に合格している場合は、a. 高等学校の調査書と b. 高等学校卒業程度認定試験の合格見込成績証明書を提出して下さい。</p> <p>⑦ 高等学校卒業程度認定審査の合格者は、a. 高等学校の調査書と b. 高等学校卒業程度認定審査の合格証明書を提出して下さい。</p> <p>⑧ その他、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（見込者）は、a. その修了（見込）証明書と b. 成績証明書を提出して下さい。出身学校長の作成する調査書が提出できる場合は、調査書も提出して下さい。</p>